

## 軽自動車税種別割 税率一覧

### ○ 原動機付自転車及び二輪車等

車種区分			標準税率
原付	二輪のもので	総排気量50cc以下 定格出力600w以下	2,000
	二輪のもので	総排気量50cc超90cc以下 定格出力600w超800w以下	2,000
	二輪のもので	総排気量90cc超 定格出力800w超	2,400
	三輪以上のもので	総排気量20cc超 定格出力250w超	3,700
	二輪のもので	原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下で、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のもの	2,000
	二輪のもので	総排気量125cc以下 最高出力4.0kw以下	2,000
軽二輪(側車付を含む)			3,600
小型特殊	農耕作業用		条例で定める
	その他		
二輪小型自動車			6,000

### ○ 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分				標準税率		重課税率	軽課税率		
				初度登録 ~H27.3.31	初度登録 H27.4.1~	初度登録 から14年超	初度登録の翌年度		
							75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	三輪	乗用	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	
		営業用					—	—	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
			自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	—	—
		貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	—	—
			自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	—	—

令和5年4月1日～令和8年3月31日の新規登録車両(25%軽減は令和7年3月31日まで)

対象車		軽減率
電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NO×10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)		概ね75%
ガソリン車・ハイブリット車 (平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る)	乗用営業用	令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成
		令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成
		概ね50%
		概ね25%